

●香川県警察本部告示第1号

香川県警察証紙収納事務取扱規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月11日

香川県警察本部長 今井宗雄

香川県警察証紙収納事務取扱規程及び香川県警察公印規程の一部を改正する規程

(香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部改正)

第1条 香川県警察証紙収納事務取扱規程(平成12年香川県警察本部告示第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(取扱所属長及び所管課長) 第3条 略			(取扱所属長及び所管課長) 第3条 県規則第16条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等の長(以下「取扱所属長」という。)及び県規則第17条第1項に規定する使用料又は手数料の収入予算を計上している課等の長(以下「所管課長」という。)は、次の表の左欄に掲げる手数料等徴収事務の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。		
手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長	手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長
1～6 略			1～6 略		
7 略			7 警察手数料条例別表第6に規定する銃砲刀剣類所持等取締法に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務		
(1) 警察手数料条例別表第6の3の項(1)に規定する場合の猟銃・空気銃取扱講習手数料、 <u>同表の4の項(1)に規定する場合のクロスボウ取扱講習手数料及び国際競技参加外国人銃砲等・刀剣類所持許可申請手数料</u>	略		(1) 警察手数料条例別表第6の3の項(1)に規定する場合の猟銃・空気銃取扱講習手数料及び <u>国際競技参加外国人銃砲・刀剣類所持許可申請手数料</u>	略	
(2) 略			(2) 略		
8～13 略			8～13 略		

(香川県警察公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～10 略				1～10 略			
11 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第28条第2項	国家公安委員会への銃砲等の管理責任者としての管理する銃砲等の種別等の通知	略	11 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第28条第2項	国家公安委員会への銃砲の管理責任者としての管理する銃砲の種別等の通知	略
12～36 略				12～36 略			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～9の2 略				1～9の2 略			
10 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第24条の2第7項	一時保管に係る銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃の不返還 (銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第107条)	略	10 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第24条の2第7項	一時保管に係る銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の不返還 (銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第107条)	略
	第24条の2第8項	一時保管に係る銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃の廃棄 (第8条第9項ただし書の準用)			第24条の2第8項	一時保管に係る銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の廃棄 (第8条第9項ただし書の準用)	
略				略			
第25条第1項	第25条第1項	本邦に上陸しようとする者が所持す	略	第25条第1項	第25条第1項	本邦に上陸しようとする者が所持す	略

	る銃砲等又は刀剣類の仮領置	
第25条第2項	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還の申出があった場合のその者の出入国港又は積出地を管轄する警察署長への仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継ぎ	仮領置銃砲等又は刀剣類引継書 (銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第82号)
第25条第3項第1号	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲等又は刀剣類の所持許可のための返還の申出があった場合の承認	略
第25条第3項第2号	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲等又は刀剣類の登録を希望する者からの返還の申出に対する引渡書の交付	
	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲等又は刀剣類の登録のための返還の申出があった場合の承認	
第25条第	本邦に上陸しよう	

	る銃砲又は刀剣類の仮領置	
第25条第2項	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲又は刀剣類の返還の申出があった場合のその者の出入国港又は積出地を管轄する警察署長への仮領置した銃砲又は刀剣類の引継ぎ	仮領置銃砲刀剣類引継書 (銃砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第82号)
第25条第3項第1号	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲又は刀剣類の所持許可のための返還の申出があった場合の承認	略
第25条第3項第2号	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲又は刀剣類の登録を希望する者からの返還の申出に対する引渡書の交付	
	本邦に上陸しようとする者から仮領置した銃砲又は刀剣類の登録のための返還の申出があった場合の承認	
第25条第	本邦に上陸しよう	

	5項	とする者から仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還を受けようとする者のやむを得ない事情により期間内に返還を受けることができない場合の承認
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第108条	一時保管に係る銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃の売却代金明細書の交付（第41条の準用）
11～27 略		

	5項	とする者から仮領置した銃砲又は刀剣類の返還を受けようとする者のやむを得ない事情により期間内に返還を受けることができない場合の承認
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第108条	一時保管に係る銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の売却代金明細書の交付（第41条の準用）
11～27 略		

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。